

山梨市消防団員サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において消防団員の減少、高齢化が危惧されていることから、消防団員を確保し、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図るため、消防団員及び消防団員と同居する家族に対する優遇措置の実施について、事業所等に協力を求め、協力事業所等を登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 山梨市内の事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団員サポート店 市長が、優遇措置を実施することにより消防団活動を支援する事業所等として登録し、消防団員サポート店表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団員サポート店表示証 前号の規定による登録をした事業所等に交付する表示証(様式第1号。以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 優遇措置 商品等の割引き、購入ポイントの割増しその他のサービスをいう。

(表示証の交付申請)

第3条 消防団員サポート店としての登録及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、山梨市消防団員サポート店登録申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請について、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、消防団員サポート店の認定を行うものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置期間が、連続して6か月以上であること。
- (3) 優遇措置を受ける団員は、地区、分団、階級等の別に関係なく、全団員を対象としていること。

(審査)

第5条 市長は、前条の規定により認定を行う場合は、同条の基準に適合するかどうかについて書面審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、前項の規定により登録された事業所等には、第2条第3号の表示証を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 表示証は、事業所等の見えやすい場所に表示するものとし、事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に表示させる場合は、表示証の寸法の縦及び横を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第 8 条 市長は、表示証の交付に際して、山梨市消防団員サポート事業表示証交付整理簿(様式第 3 号)を備え付け、事業所等の名称、代表者氏名、所在地、優遇措置内容等の必要事項を記録するものとする。

(登録の変更、取下げ及び抹消等)

第 10 条 第 4 条第 1 項に規定する登録を受けた事業所等は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録に係る優遇措置を廃止しようとするときは、山梨市消防団員サポート店登録変更・廃止申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに、当該登録を変更し、又は抹消するものとする。

3 前項の規定により消防団員サポート店の登録を抹消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(サポート店の公表)

第 11 条 市長は、消防団員サポート店の名称、優遇措置の内容及びその他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(消防団員ファミリーカードの交付)

第 12 条 消防団員と同居する家族であることを証明するため、団員 1 名につき 1 枚の消防団員ファミリーカード(様式第 5 号)を交付するものとする。

2 前項の消防団員ファミリーカードを交付したときは、消防団員ファミリーカード交付台帳(様式第 6 号)を備え付け、交付年月日、交付者の所属及び氏名等の必要事項を記録するものとする。

(消防団員証又は消防団員ファミリーカードの提示)

第 13 条 消防団員及び消防団員と同居する家族は、消防団員サポート店において優遇措置を受けようとするときは、消防団員においては消防団員証を、消防団員と同居する家族においては消防団員ファミリーカードを提示しなければならない。

(留意事項)

第 14 条 消防団員及び消防団員と同居する家族は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 消防団員ファミリーカードを消防団員と同居する家族以外の者に貸与し、又は譲渡すること。

(2) 優遇措置に関して、消防団員サポート店に強要すること。

2 前項の規定に違反して、消防団員ファミリーカードを不正に使用し、又は消防団員サポート店に損害を与えた場合は、その責任は消防団員ファミリーカード保有者本人が有する。

(消防団員ファミリーカードの返納)

第 15 条 消防団員は、消防団を退団したときは、速やかに消防団員ファミリーカードを市長に返納しなければならない。

(所掌)

第 16 条 この要綱に関する事務は、総務課において所掌する。

(その他)

第 17 条 この要綱定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

消防団員サポート店



山梨市消防団

山梨市長 様

事業所等 所在地
名称
代表者氏名 印
電 話

山梨市消防団員サポート店登録申請書

山梨市消防団員サポート事業実施要綱第 3 条の規定に基づき、消防団員サポート店の登録について、次のとおり申請します。

1 申請事業所等

所在地

名称

代表者氏名

2 優遇措置（具体的な記載をお願いします。）

(1) 優遇措置内容

(2) 優遇措置期間

(3) その他

山梨市長 様

事業所等 所在地
名称
代表者氏名 印
電 話

山梨市消防団員サポート店登録変更・廃止申請書

山梨市消防団員サポート事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、消防団員サポート店の登録（変更・廃止）について、次のとおり申請します。

1 登録事業所等

所在地

名称

代表者氏名


2 変更内容

3 変更・廃止の理由

4 その他

様式第5号（第12条関係）

（表）

		第 号	
消防団員ファミリーカード			
所 属			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
山梨市消防団長	印		
		年 月 日	発行

(5.4cm)

(8.6cm)

（裏）

注 意 事 項	
1 本証は、本市消防団員と同居する家族として身分を証するものであり、消防団員サポート店において優遇措置を受けるときに提示すること。	
2 本証は、他人に貸与しないこと。また、本証を紛失したときは直ちに市長へ届け出ること。	
3 家族が消防団を退団したときは、速やかに本証を山市長に返納すること。	

